

業務委託契約書 参考例の解説 (チームドクター)

【チームを運営する団体】(以下「甲」という。)と【医師名】(以下「乙」という。)とは、甲が運営する【チーム名】における医療・救護業務に関して、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

【解説】

- ・ 本契約書は、スポーツチームを運営する団体(一般には企業を想定しています。本契約書上は「甲」)と、医師(本契約書上は「乙」)との間での、チームドクターに関する業務委託契約について定めるものです。
- ・ 業務委託契約は、一方が行う業務を、外部の第三者に委託する場合に用いる契約形態です。本契約は、チーム運営団体(甲)が、スポーツチームのチームドクターとして、医療・救護に関する業務を行うこと(具体的な内容は後述)を、医師(乙)に委託する内容となっています。

第1条(本契約の目的)

甲は、乙に対し、甲の運営する【チーム名】において、チームドクターとして医療・救護に関する業務(以下「本件業務」という。)を行うことを委託し、乙はこれを受託する。

【解説】

- ・ この契約の目的を記載しています。
- ・ 本契約に基づき医師(乙)が行う具体的な業務内容は、別途、第3条で定めています。

第2条(定義)

本契約において、次の各号の語句は下記の意味を有するものとする。

- (1) チームメンバー：選手
- (2) シーズン：〇月から〇月までの●か月間

【解説】

- ・ 本契約書における用語の定義を定めています。
- ・ 「チームメンバー」は、チームドクターとして医師(乙)が対応すべき相手方ですが、このひな形では選手のみとしています。適宜、コーチや監督、

スタッフなどを加えることも可能です。

・ 競技やチームによって「シーズン」の意味する期間が異なると思いますので、ここで明確にしてください。

第3条（乙の業務の具体的内容）

本件業務の具体的内容は、以下に掲げるもののうち、を付したものとする。なお、本契約期間中においても、甲・乙協議の上で、具体的内容の変更は可能であるが、その場合、別途、書面にて変更した内容を記録する。

- 甲乙間で合意した内容で、【チーム名】についての医療提供体制を構築すること
- 予め甲・乙間で合意した【チーム名】の[公式戦（公式試合）、練習（練習試合を含む）、遠征（国内及び国外）]に帯同すること
- 【チーム】内の他のメディカルスタッフと連携し、チームメンバーの怪我や疾病に対応すること
- 練習や試合での怪我や体調不良など緊急時の対応計画（エマージェンシーアクションプラン）を立てること
- チームメンバーに対する甲・乙間で合意した内容でのメディカルチェックの実施及びメディカルチェックの結果の管理（結果の解釈や結果をふまえた対応）
- 乙の所属する医療機関（診療所・病院）等におけるチームメンバーに対する診察・治療・検査の実施
- チームメンバーの症状に応じて、必要と考えられる医療行為を提供することができる医療機関や医師を紹介すること
- チームメンバーに対する外傷・障害・疾病に関する教育・啓発
- アンチ・ドーピングについての教育・啓発活動
- その他、甲・乙間で合意した事項

【解説】

- ・ 医師（乙）の具体的な業務内容を定める条項です。
- ・ 契約締結にあたって、チーム運営団体（甲）と協議の上で、該当するにチェックを入れてください。
- ・ [公式戦（公式試合）、練習（練習試合を含む）、遠征（国内及び国外）]の部分については、チーム運営団体（甲）と話し合いの上、該当するもののみを残してください。また、チームの実態に合わせて、[]の内容を変えても問題ありません。
- ・ 契約期間中であっても、チーム運営団体（甲）と話し合いの上で、業務内容の変更を行うことが可能です。その場合には、疑義がないよう変更した内容

を書面で記録として残しておくようにしてください（本契約では、書面として残すことを明記しておきました。）。

第4条（甲の責務）

甲は、乙と協議の上、乙が支障なく本件業務を遂行できるよう、関連法令等に従い、以下のとおり協力する義務を負う。

- (1) 甲乙間で合意した内容で【チーム名】についての医療提供体制を構築するために必要な人員を確保すること
- (2) 乙が本件業務を行うにあたり必要な連絡体制を整備すること
- (3) チームメンバーに対し、乙が本件業務を行うにあたって必要な情報（選手個人の外傷・障害・疾病に関する情報その他個人情報保護法で定義される個人情報を含む）を提供するよう促すこと
- (4) 本件業務に関し、乙から協議の申出を受けた場合には、この申出に応じること
- (5) その他、乙が本件業務の遂行にあたって必要と判断した事項に協力すること

【解説】

- ・ チーム運営団体（甲）の義務を定めています。医師（乙）が、医療・救護に関する業務を支障なく効果的かつ効率的に行う上では、チーム運営団体（甲）が連絡体制を整備するなどの協力が必要です。
- ・ 事前にチーム運営団体（甲）と協議し、医師（乙）が、第3条で定めた業務を遂行する上で、チーム運営団体（甲）に行ってもらいたい事項を明確にしておくとういと思います。ここでは、代表的と思われるものを明記しています。
- ・ チームメンバーによる医師（乙）への個人情報の提供については、医師（乙）がチームドクターとして業務を行っていく上で重要ですが、他方で、チームメンバーのセンシティブな情報も含まれる可能性があり、チームメンバーの権利を侵害しないよう、チーム運営団体（甲）には法令に従って慎重に対応していただく必要があります。

第5条（乙の本件業務遂行上の義務）

- 1 乙は、チームメンバーの生命・身体の安全を確保することを最優先として、本件業務を遂行する。
- 2 乙は、医師法や医療法、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他関係法令及び本契約に定められた各条項を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行する。

【解説】

・ 医師（乙）の業務遂行上の考え方として、チームメンバーの生命・身体の安全を確保することを最優先にすることを明記しています。仮に、チームメンバーがプレーを続行することを希望し、無理をすればプレーをできる状態であったとしても、生命・身体の安全の確保の観点から、現在の状態を説明した上で、プレーを控えた方がよいという判断を伝える必要があります。ただし、最終的な判断は、チームあるいは当該チームメンバーが行うのがよいでしょう。

・ なお、医師は患者（チームメンバー）との関係で守秘義務を負っており、チームメンバーの心身の状況や病状、治療の要否等についてチームメンバーの同意なく、第三者（チーム運営団体の関係者など）に提供することはできません。したがって、第三者（チーム運営団体の関係者など）にチームメンバーの心身の状況や病状、治療の要否等の情報を提供する場合には、チームメンバーの同意を得ておくようにしてください。チームメンバーとチーム運営団体との間で、チームメンバーの個人情報を医師（乙）に提供することについて包括的な同意が存在したとしても、心身の状況や病状、治療の要否等の情報は個人情報保護法の要配慮情報（個人情報の中でも特に配慮が必要となる情報）に該当するものが多いと考えられることから、個別にチームメンバーの同意を得ておくべきです。

チームメンバーの生命・身体の安全を確保するという観点から、チーム関係者に心身の状況や病状、治療の要否等の情報を伝える必要があるものの、チームメンバーの同意を得られない場合の判断は非常に悩ましいですが、チームメンバーの生命・身体の安全を確保するために当該情報をチーム関係者に伝えることの必要性について理解を得られるよう努め、それでも同意を得られない場合には、心身の状況については、チーム関係者から直接チームメンバー本人に確認してもらうようにしてください。

・ 「善良なる管理者の注意」とは、「善管注意義務」と呼ばれる義務で、業務を委託された人の職業や専門家としての能力、地位などを前提に通常期待さ

れる程度の注意義務のことを意味しています。本契約でいえば、医師として通常期待される程度の注意義務となりますが、業務を行う場所や環境、備品等の整備状況によって求められる注意義務の程度は変わります。

- ・ 善管注意義務の中身として、法令を遵守することも当然に含まれます。本契約では、注意的に、「医師法や医療法、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他関係法令」の遵守を明記しました。医師（乙）としては、こうした法令の範囲内でしか対応ができないことを、チーム運営団体（甲）に理解しておいてもらうことも重要です。
- ・ この善管注意義務に反すると、損害賠償の責任を負うことになります。ただし、この契約では、後述（第15条）のとおり、医師（乙）が、チーム運営団体（甲）に対して損害賠償責任を負う場合を故意又は重過失がある場合に限定しています。

第6条（業務委託料）

- 1 甲は乙に対し、本件業務の委託料として、月額●●円（消費税別）を支払うものとする。
- 2 甲は、前項の委託料を、毎月●日限り、乙の指定する次の銀行口座に支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
○○銀行 ○○支店（普通／当座）
口座番号：
口座名義：

【解説】

- ・ 医師（乙）が、本件業務を行うことに対する対価として受け取る業務委託料を定めた条項です。消費税の別、支払方法、支払の期限、振込手数料の負担者について、疑義が生じないように定めています。
- ・ 業務委託料の金額は、基本的にはチーム運営団体（甲）との話し合いにより決まるもので、契約によって様々です（何か基準があるわけではありません）。

利用におけるビジネスクラスやファーストクラスの利用の可否などについては、チーム運営団体（甲）と医師（乙）との間で協議し、その都度確認してもよいですし、予め本契約に盛り込んでおくことも考えられます。

第8条（診察料等の負担）

本件業務のうち、チームメンバーに対するメディカルチェック並びに、乙の所属する医療機関等における診察・治療・検査にかかる診療費は、チームメンバー各自の負担とする。

- ・ 本件業務のうち、メディカルチェックや、医療機関における診察・治療・投薬などにかかる診療費は、業務委託料に含まれるものではなく、チームメンバー各自が負担することを明確にしました。なお、こうした診療費をチーム運営団体が負担することもあると思いますが、チームメンバーが負担するのか、チーム運営団体が負担するのかは、チーム運営団体側内部の問題であり、本契約書ではそこまで定めていません。

第9条（再委託の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

【解説】

- ・ 通常、このような業務は、依頼する医師の能力や技能を評価した上で委託することが通常ですので、依頼した医師が別の医師に再委託する（本件業務の遂行を任せてしまう）ことは予定されておらず、チーム運営団体（甲）に無断で再委託することは禁止されます。ただし、事前に書面による承諾があれば別の医師に再委託することも認められる内容としています。
- ・ なお、本契約ではそこまで踏み込んで定めていませんが、仮に別の医師に再委託することになった場合には、再委託した医師の選任や監督責任を問われる可能性もありますので注意が必要です。

第10条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は、本契約から生ずる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し若しくは担保に供してはならない。

【解説】

- ・ 本契約から生じる権利義務や契約上の地位が、当事者の知らないところで別の第三者に譲渡されてしまうのはお互いに困りますので、それを防ぐための条項です。

第11条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、本件業務において相手方から取得したあらゆる情報及び本件業務を遂行した事実を、秘密情報として善良なる管理者の注意をもって保管・管理するとともに、本契約の目的のみに使用しなければならない。
- 2 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、秘密情報を第三者に開示・漏洩・提供してはならない。

【解説】

- ・ ここでは、お互いに、相手方から取得する情報について、全て秘密情報として、保管・管理し、この契約の目的、すなわち、本件業務を行うために必要な範囲でしか使用できないということを定めています。

第12条（個人情報の取扱い）

甲及び乙は、本件業務の遂行に際して知り得た個人情報保護法において定義される個人情報については、個人情報保護法等の関係法令の定めに従って厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示・漏洩・提供してはならない。

【解説】

- ・ 本件業務では、チームメンバーの既往歴や現病歴、服薬の内容、生活習慣等、センシティブな情報やプライベートに関わる情報を扱う可能性も高く、特に慎重に取り扱う必要があります。
- ・ 必要に応じて、チーム運営団体（甲）に、チームメンバーの個人情報を提供（共有）する必要が生じる場面も出てくると考えられます。その際には必ず、本人の同意を得ておく必要があります。同意を得るにあたっては、手間はかかりますが、事前の包括的な同意ではなく、情報提供の都度、同意を得るようにしてください。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、相互に、以下の各事項を確約する。
 - (1) 本契約締結時において、自ら及び自らの代表者・役員または実質的に経営を支配する者が、暴力団・暴力団員・暴力団関係企業・総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、本契約に関して相手方に対する脅迫的言辞・暴力を用いる行為、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為を行わないこと。
- 2 甲及び乙は、相手方が本条に違反すると判明した場合、催告を要せずして本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、相手方（被解除者）は、解除によって解除者が被った損害の一切を賠償しなければならない。
- 4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、相手方（被解除者）は、解除により生じる損害について、解除者に対し一切請求を行わない。

【解説】

- ・ 反社会的勢力による関与を回避するよう、このような条項を盛り込むことが政府の指針などでも求められています。
- ・ 反社会的勢力の定義は、警察庁の「組織犯罪対策要綱」を参考にしています。
- ・ 相手方が反社会的勢力であることが後で判明した場合や、反社会的勢力であることを利用して不当な要求などをしてきた場合には、本契約を解除することができます。さらに、本条に基づき契約を解除された相手方は、解除によって生じた損害について賠償しなければなりません。

第14条（解除）

- 1 甲又は乙は、相手方に次の各号の一に該当する事実が生じたときは、催告なしに本契約を解除することができる。
 - (1) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の有効期間中に本件業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 甲が、本契約に定める義務を遂行しないとき。
 - (3) 相手方が、本契約に定める条項に違反し、当該相手方に対し催告をしたにもかかわらず直ちに当該違反が是正されないとき。
 - (4) 相手方が、破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、または自ら申し立てたとき。
 - (5) 相手方が、第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (6) その他、前各号に準じる事由が生じ、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合、相手方（被解除者）は、解除によって解除者が被った損害の一切を賠償しなければならない。

【解説】

- ・ 本契約を締結後、本条に定められている一定の事由が生じれば、お互いに本契約を解除して終了させることができます（後記第17条2項で定めている「解約」は、一定の事由がなくても契約を終了させることができ、「解除」とは異なる概念です）。
- ・ 本条に基づく解除により、解除した側に損害が生じた場合には、解除された側は、その損害を賠償しなければなりません。

第15条（損害賠償）

- 1 乙は、乙に故意又は重過失がある場合を除き、本件業務の遂行に関し、甲又は第三者（チームメンバーを含む。以下同じ。）が被った損害について、その責任を負わないものとする。
- 2 乙に故意又は重過失が認められないにもかかわらず、乙が、第三者に対してその損害を賠償した場合には、甲が同額を乙に補償する。
- 3 甲は、本件業務に関し、乙又は第三者に生じた損害について、その責任を負うものとする。ただし、乙又は第三者に生じた損害が、乙の故意又は重過失により生じた場合は、かかる損害の負担について、甲乙協議の上決定する。

【解説】

- ・ 通常、委託を受けた者（本契約でいえば医師（乙））は、その業務の遂行にあたって、故意又は過失により契約に定められた義務に違反し、相手方（本契約でいえばチーム運営団体（甲））や第三者（チームメンバーも第三者に含まれます。）に損害を生じさせた場合、その損害を賠償しなければなりません。この理解を前提に、本契約では、「故意又は過失」がある場合ではなく、「故意又は重過失」がある場合とすることで、医師（乙）が損害を賠償しなければならない場合を限定しています。つまり、医師（乙）に有利な定めになっています。
- ・ 「重過失」とは、著しい不注意のことで、僅かな注意を払えば容易に悪い結果が予測でき、回避することができたにもかかわらず、それに備えて注意を払うことなく漫然と見過ごす（対応しない）ことをいいます。
- ・ 本条は、チーム運営団体（甲）と医師（乙）との二当事者間の責任分担を定めるものですので、第三者（主にはチームメンバーが想定されます）は、この定め拘束されず、第三者が誰に対して責任を追及するかは第三者が自由に決められます。そのため、本契約があったとしても、医師（乙）に故意又は過失が認められる場合には、医師（乙）が第三者に損害を賠償しなければならない場合も想定され、それでは、前述のように、「故意又は重過失」がある場合に限定した意味がなくなってしまう。そこで、医師（乙）に故意又は重過失がないにもかかわらず、医師（乙）が第三者に損害を賠償した場合には、甲が同額を乙に補償することを、本契約では決めました。
- ・ 医師（乙）としては、チーム運営団体（甲）や第三者とのトラブルに備えて、本件業務として行った内容や処置について、カルテに残しておくことはもちろん、カルテ作成義務がない場合であっても、メモなどに残しておくことが望ましいです。
- ・ なお、損害賠償を求める権利に関しては、「消滅時効」といって、一定期間権利を行使しない場合には権利が消滅する制度があります。一般に医療過誤を原因とする損害賠償の方法には、債務不履行を理由とする場合と不法行為を理由とする場合の2つがあり、前者は契約関係（診療契約）を前提とするのに対し、後者は契約関係を前提としませんが、基本的に医師に課されている義務の内容に違いはありません。その上で、医療過誤のように人の生命・身体に対する侵害に関する損害賠償請求権については、債務不履行を理由とする場合は、「権利を行使することができるときから20年」「権利を行使することができることを知ってから5年」で、不法行為を理由とする場合は、「不法行為があったときから20年」「損害および加害者を知ったときから5年」で、それぞれ消滅するとされています。ここで、消滅時効期間が20年

である「権利を行使することができる」と「不法行為があったとき」というのは、いずれも、治療を行った時を指すと考えられています。他方、消滅時効期間が5年である「権利を行使することができるを知ったとき」と「損害および加害者を知ったとき」は、いずれも、損害、つまり医療過誤による障害の存在・内容を知った時点と考えられています。業務に関する記録を残しておく際には、こうした損害賠償請求権の消滅時効時間を参考にするとよいでしょう。

第16条（天変地異）

- 1 乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、疫病、感染症、戦争、暴動、内乱等の当事者の責めに帰すことができない事情（以下、「不可抗力」という。）を原因とする本契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、その責任を負わないものとする。
- 2 甲は、乙に対し、前項に定める履行不能または不完全履行の場合であっても、原則として第6条に定める業務委託料を支払う義務を負うものとするが、その金額について、甲・乙協議の上で変更することができるものとする。

【解説】

- ・ 天変地異などの、当事者の責めに帰すことができない（コントロールすることができない）事情によって、お互いに本契約に定められた義務を履行できない場合に、医師（乙）は、義務を履行できないことによる責任を負わない、ということを定めています。
- ・ 他方、チーム運営団体（甲）の業務委託料の支払義務については、不可抗力により医師（乙）が業務の履行をできなかった場合でも、原則として消滅しないこととしていますが、協議によって、業務委託料の減額は可能、という建てつけにしています。実際には、その時の事情をふまえて、協議によって解決することが望ましいでしょう。
- ・ なお、地震や台風などが起きたとしても、事前に天気予報などで対策を講じられる場合や、代替手段を講じて対応することができる場合には、この規定が適用されない（責任を免除されない）可能性もありますのでご注意ください。

第17条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、●年●月●日から●年●月●日までの●年間とする。
- 2 甲及び乙は、前項の有効期間中であっても、相手方に対して●日前までに書面による通知を行うことにより、本契約を解約することができる。この場合、解約した月の業務委託料については、解約日までの日割計算によることとする。
- 3 前項の場合、甲及び乙は、お互いに相手方に対し、本契約を解約し又は解約されたことによる損害の賠償を請求することができないものとする。

【解説】

- ・ 本契約の有効期間を定めています。チーム運営団体（甲）と医師（乙）との間で協議の上、適宜、空白部分を埋めてください。
- ・ 自動更新の定めは設けていませんので、有効期間が満了すれば本契約は終了しますが、チーム運営団体（甲）と医師（乙）とで合意をすれば、新たに同じ条件で契約を締結することも可能ですし、当然ながら、条件を変えて契約を締結することも可能です。
- ・ 有効期間中であっても、お互いに、●日前までに書面で通知すれば、本契約を解約することができます。何日前に設定するかは、チーム運営団体（甲）と医師（乙）との話し合いで決めて空白部分を埋めてください。
- ・ 途中で本契約が解約された場合に、解約した月の業務委託料は、その解約時までの期間（日数）に従って日割りで支払われる内容にしています。
- ・ 解約をした場合に、相手方に何か損害が生じたとしても、お互いに損害賠償請求はできません。この点は、第13条（反社会的勢力の排除）や第14条（解除）で定めている解除の場合とは異なります。

第18条（契約終了後の効力の存続）

本契約の終了事由の如何にかかわらず、第11条（秘密保持義務）、第12条（個人情報の取扱い）、第15条（損害賠償）及び第19条（合意管轄）の規定は、本契約終了後においても有効に存続する。

【解説】

- ・ 一般的に、契約が終了した場合には、契約の各条項の効力が失われるのが原則ですが、契約終了後も適用が想定され、効力を存続させておいた方がよ

いと思われる条項について、本契約終了後であっても効力が存続する旨を定めました。

- ・ 第11条の秘密保持義務の規定、第12条の個人情報の取扱いに関する規定、第15条の損害賠償に関する規定及び第19条の合意管轄に関する規定は、期間の制限なく、存続することを定めました。これにより、本契約終了後に、医師（乙）がチーム運営団体（甲）や第三者から損害賠償請求される場合であっても、チーム運営団体（甲）と医師（乙）の間は、第15条の定めに従って規律されます。また、本契約終了後にチーム運営団体（甲）と医師（乙）の間で裁判になる場合も、第19条の合意管轄に関する規定が適用されます。

第19条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、●●地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【解説】

- ・ 契約に関して紛争が生じ、話し合いによって解決しない場合には、訴訟手続により当該紛争を解決することが考えられます。この場合に、全国に存在する裁判所のうち、どこの裁判所に訴訟を提起することができるか、というルールのことを管轄といいます。
- ・ 管轄となる裁判所は、法律に定められているのですが、契約書の中で、管轄に関して当事者間で合意しておくこともできます。このように合意により定められた管轄のことを、合意管轄といい、さらに、法律で定められた管轄を排除して、当事者間で定めた特定の裁判所に専属的に管轄を生じさせる合意のことを「専属的合意」といいます。
- ・ 専属的合意管轄裁判所として、自分の居住地に近い裁判所を指定しておく方が、裁判のための交通費等の負担を軽減することに繋がります。

第20条（協議による解決）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義に関しては、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

【解説】

- ・ 本契約に定められていない事項については、チーム運営団体（甲）と医師（乙）の双方で協議して、解決することになります。なお、本契約に定めら

れている事項であっても、当事者双方が合意をすれば、本契約に定めているのとは異なる対応をすることも可能です。その場合には、トラブル防止のため、別途、変更した内容を書面に残しておくといでしょう。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙